# 各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

（平成２２年４月２６日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物に吹き付けられたアスベスト含有調査を行う建築物の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）アスベスト　労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第６条第２３号に規定する石綿等をいう。

（２）補助対象建築物　市内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。

（３）アスベスト含有調査　住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成２１年４月１日国住市第４５４号、国住街第２３６号、国住指第４９８４－２号、国住備第１６２号）第１３第１項第２号に規定する調査をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は､次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

（１）補助対象建築物（分譲マンションを除く。次号において同じ。）の所有者（所有者が死亡している場合にあっては、当該所有者の２親等以内の親族）

（２）補助対象建築物の管理者

（３）補助対象建築物（分譲マンションに限る。）を管理する団体（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する団体をいい、同法第４７条第１項に規定する法人を含む。）

（４）補助対象建築物（賃貸されている一戸建て住宅に限る。）の賃借人（アスベスト含有調査を行うことにつき、第１号に規定する者の同意を得ている者に限る。）

（５）その他市長が適当と認める者

２　前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金と同種の補助金等の交付を受けている者は、補助金の交付の対象としない。

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすアスベスト含有調査とする。

（１）岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める分析機関（以下「分析機関」という。）が実施する調査であること。

（２）建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成３０年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第２項、第３項又は第４項に規定する者をいう。）による調査に基づき実施するものであること。

（３）アスベスト含有吹付け建材が施工されているおそれがある補助対象建築物の調査であること。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、次のとおりとする。

| 区　分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| 吹付けアスベスト含有調査 | 分析調査に要する費用のうち分析機関に対して支払う費用（消費税等を除く。） | １０／１０ | 補助対象経費の額。ただし、１棟につき２５０，０００円を限度とする。 |

備考　補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が同意を得て公簿等により確認する書類にあっては、省略することができる。

（１）補助対象建築物の所有者及び所在地が確認できる書類

（２）市税を滞納していないことが確認できる書類

（３）補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図

（４）補助対象建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真

（５）アスベスト含有調査の見積書の写し

（６）第３条第１号に規定する親族にあっては、所有者の２親等以内の親族であることが確認できる書類

（７）第３条第２号に規定する者にあっては、管理者であることが確認できる書類

（８）第３条第３号に規定する者にあっては、同号に規定する団体であることが確認できる書類

（９）第３条第４号に規定する者にあっては、賃借人であること及び同条第１号に規定する者の同意を得ていることが確認できる書類

（１０）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、条件を付して補助金の交付の可否を決定する。

（決定の通知）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びその条件を付して、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の審査の結果、補助しないことを決定したときは、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金却下通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　前条第１項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件に不服があるとき、又は中止し若しくは廃止しようとするときは、申請の取下げを市長に届け出なければならない。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第６条の申請は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更）

第１０条　補助事業者は、第８条の通知を受けた後において、補助事業の内容等申請に係る事項の変更をしようとするときは、速やかに各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付申請書（様式第４号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額等を決定し、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の３月１５日のいずれか早い日までに、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金実績報告書（様式第６号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第１２条　市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金確定通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第１４条　市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保管）

第１５条　補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１６条　市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和８年７月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号、様式第４号、様式第６号及び様式第８号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請書

年度民間建築物吹付けアスベスト対策事業について、補助金の交付を受けたいので、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　補助事業の名称　　各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

２　補助事業の目的及び内容

３　補助事業の完了予定日

完了予定日　　年　　月　　日

４　補助交付申請額　　円
（補助事業に要する経費　　円）

５　補助金交付申請額の算出方法及び経費の配分（別紙１）

６　事業計画書（別紙２）及び関係図面

別紙１

交付申請額の算出方法及び経費の配分　（　　年度分）

（単位：千円）

| 区　分 | | 事業費ａ | 補助対象事業費ｂ | 補助率 | 補助申請額ｃ | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 吹付けアスベスト含有調査 | | | | 10/10 | | |
| 総計 | 今回交付申請額 | | | 10/10 | | |
| | 既交付決定額 | | | | | |
| | 変更増減額 | | | | | |

（注）事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

別紙２

# 事業計画書

（１）吹付けアスベスト含有調査

| 調査対象棟数 | 調査対象床面積(㎡) | 事業費(千円) | 備考（注） |
|---|---|---|---|
| | | | |

（注）棟が複数ある場合は棟番号記入

（２）補助対象建築物の概要

| | |
|---|---|
| 所在地 | 各務原市 |
| 構造 | 造 |
| 階数 | 階建（地上　　階・地下　　階） |
| 延床面積 | ㎡ |
| 建築物用途 | |
| 建築年月日 | 年　　月　　日 |
| 分析調査を実施する箇所の概要（注） | |

（注）分析調査する吹付け材施工部位及び形状が具体的に把握できるように記入（室名、階、施工部分（壁、柱、天井、梁）、露出状況など）

（３）調査内容等

| | |
|---|---|
| 分析調査を行う分析機関 | 分析機関名：<br>所在地：〒　　－<br><br>電話番号：（　　）　　－ |
| 分析調査着手予定日 | 年　　月　　日 |
| 今回の申請について他の制度による補助金申請の有無 | 有・無 |
| 添付図書 | ・ 建築物の所有者、所在地が確認できる書類（家屋の課税明細書、固定資産課税台帳登録事項証明書の写しのいずれかひとつ）<br>・ 位置図<br>・ 配置図<br>・ 平面図（調査箇所を明示）<br>・ 建築物の外観、対象部位、露出状況等が確認できる写真<br>・ 分析調査費の見積書の写し<br>・ 市税を滞納していないことの証明書<br>・ その他市長が必要と認める書類 |

（注）添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　様

各務原市長　　印

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けにて申請のあった吹付けアスベスト対策事業に対する補助金の交付については、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第８条の規定により次のとおり通知します。

１　補助金交付決定額　　千円

２　補助事業完了予定日　　年　　月　　日

３　交　付　条　件

（１）補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、年　　月　　日付けの交付申請書のとおりとする。

（２）この補助金の対象となる事業の実施に当たっては、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

様式第３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　様

各務原市長　　印

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吹付けアスベスト対策事業に対する補助金の交付については、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第７条の審査の結果、下記の理由により補助しないことを決定したので通知します。

記

理由

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で通知を受けた民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請額を変更したいので、次のとおり申請します。

１　補助事業の名称　　各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

２　変更を必要とする理由

３　補助事業の完了予定日　　年　　月　　日

４　補助金変更交付額

交付決定額　　千円

変更交付申請額　　円

差引増減額　　円

５　変更交付申請額の算出方法等（注）

（注）変更交付申請額の算出方法等は、全て補助金交付申請書の別紙１及び別紙２を準用すること。

様式第５号（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

所　在　地

名　　称

代表者氏名　　様

各務原市長　　印

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった吹付けアスベスト対策事業に対する補助金の交付について、次のとおり交付決定額を変更したので、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第１０条の規定により次のとおり通知します。

１　補助金交付変更額

変更交付決定額　　千円

前回交付決定額　　千円

変更増減額　　千円

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名

# 各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了しましたので、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第１１条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

１　補助事業の名称　　各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

２　補助金の交付決定額及びその精算額

補助金の交付決定額　　千円

補助金の精算額　　千円

３　補助事業の実施期間

自（着手年月日）　　年　　月　　日
至（完了年月日）　　年　　月　　日

４　関係書類

（1）補助事業の成果（別紙１）
（2）支払状況書（別紙１）
（3）図面
（4）分析結果の写し
（5）分析機関に対して支払う費用の領収書の写し
（6）その他参考となる資料

別紙１

補助事業の成果

| 区　分 | 計　画 | 完　了 |
|---|---|---|
| | 事　業　量 | 事　業　量 |
| 吹付けアスベスト含有調査 | 調査対象床面積　　㎡ | 調査対象床面積　　㎡ |

支払状況書

| 区　分 | 契　約　日 | | 分析機関名 | 支　払　日 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年月日 | 金額 | | 年月日 | 金額 |
| 吹付けアスベスト含有調査 | 年　　月　　日 | 円 | | 年　　月　　日 | 円 |

（注）次の書類を添付すること。

（１）市長が必要と認める添付図面

（２）検体の採取状況写真

（３）その他参考となる資料

様式第７号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　様

各務原市長　　印

# 各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金確定通知書

　　年　　月　　日付けで完了実績報告のあった　　年度民間建築物アスベスト対策事業補助金については、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

１　補助事業の名称　　各務原民間建築物吹付けアスベスト対策事業

２　確定補助金額　　千円

　　交付決定補助金額　　千円

　　返還金額　　千円

様式第８号（第１３条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名

各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付請求書

年　　月　　日付で確定通知を受けた補助金について、各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により、次のとおり請求します。

１　補助事業の名称　　各務原市民間建築物吹付けアスベスト対策事業

２　交付確定額　　円

３　既交付額　　円

４　今回請求額　　円

５　振込先

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | | 銀行<br>金庫<br>農協<br>信用組合 | | 本店<br>支店<br>その他<br>（　　） |
| 預金種目 | 普通　・　当座 | 口座番号 | | |
| フリガナ | | | | |
| 口座名義人 | | | | |